

補装具費支給制度について



補装具は、障がいのある方（18歳未満の児童を含む）及び難病患者等の失われた身体機能を補完又は代替する用具のことです。

日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障がいのある児童が将来、社会人として自立自活するための素地を育成助長することを目的として使用されるものです。

障がい福祉係では、障がいの内容や程度に応じて、補装具を必要とする障がいのある方及び難病患者等に対し、補装具費の給付を行っています。

種目

主な種目と耐用年数は以下のとおりです。

| 障がい区分 | 種目 | 耐用年数 |
|-------|-------------------------|------|
| 肢体不自由 | 義肢（義手、義足） | 1～5年 |
| | 装具（上肢装具、下肢装具、靴型装具、体幹装具） | 1～3年 |
| | 座位保持装置 | 3年 |
| | 車いす | 6年 |
| | 電動車いす | 6年 |
| | 座位保持いす（児童のみ） | 3年 |
| | 起立保持具（児童のみ） | 3年 |
| | 歩行器 | 5年 |
| | 頭部保持具 | 3年 |
| | 排便補助具 | 2年 |
| | 歩行補助つえ（T字・棒状以外） | 2～4年 |
| | 重度障害者用意思伝達装置 | 5年 |

| 障がい区分 | 種目 | 耐用年数 |
|-------|-----------------------------------|------|
| 視覚障害 | 視覚障害者安全つえ | 2～5年 |
| | 義眼 | 2年 |
| | 矯正眼鏡、コンタクトレンズ | 4年 |
| | 遮光眼鏡 | 4年 |
| | 弱視眼鏡 | 4年 |
| 聴覚障害 | 補聴器 ・1～3級：重度難聴用 ・4～6級：高度難聴用 | 5年 |



上記のとおり、種類（種目）ごとに耐用年数（通常の使用・装用状態において修理不能となる予想年数）が設定されており、通常の補装具費の再支給（再購入）は、耐用年数が過ぎてから行われます。しかし、障害状況の変化等で使えなくなった場合や災害等本人の責めによらない事情により亡失あるいは著しく破損し修理不可能な場合は、耐用年数内でも再支給（再購入）が可能です。

ただし、耐用年数が過ぎてても修理等により使用可能な場合は、再支給（再購入）の対象ではなく、修理費の支給対象となります。

利用者負担

利用者の負担は、原則 1 割負担です。ただし、生活保護世帯及び町民税非課税世帯の場合は、利用者負担はありません。

<上限額>

| 所得区分 | 月額上限額 |
|------------------|----------|
| 生活保護：生活保護世帯 | 0 円 |
| 低所得 1・2：町民税非課税世帯 | 0 円 |
| 一般：町民税課税世帯 | 37,200 円 |

※ただし、本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合（本人又は世帯員のうち町民税所得割の最多納税者の納税額が 46 万円以上の場合）には補装具費の支給対象外となります。

判定方法

(1) 来所判定

指定を受けた日時に本人が北海道心身障害者総合相談所（以下、総合相談所）へ直接来所（又は巡回相談）し、総合相談所の医師による医学的判定を受ける方法。

(2) 書類判定

意見書を提出し、書類により総合相談所の医師に判定してもらう方法。

必要書類等

【新規交付（来所判定（巡回相談含む）・書類判定、18 歳未満の児童の場合）】

- (1) 身体障害者手帳の写し
- (2) 補装具費支給意見書
- (3) 補装具調査書（必要な種目のみ）
- (3) 印鑑
- (4) 見積書（補装具の登録業者）
※ あて名は「芽室町長」宛て、対象者の住所・氏名も明記すること。
- (5) 補装具のカタログのコピー（既製品の場合及び必要に応じて）

【再交付・修理の場合】

- (1) 身体障害者手帳の写し
- (2) 印鑑
- (3) 見積書（補装具の登録業者）
※ あて名は「芽室町長」宛て、対象者の住所・氏名も明記すること。

(4) 補装具のカタログのコピー（既製品の場合及び必要に応じて）

補装具交付の流れ

(1) 相談・申請（申請者（ご本人又は代理人等）→町）



(2) 調査（町→申請者（ご本人または代理人等）） ※新規に必要な場合のみ



(3) 判定依頼（町→総合相談所）

町で調査後、総合相談所へ判定依頼を行います。

※（1）申請から（3）判定依頼までの所要期間 約1週間～



(4) 判定（総合相談所）



(5) 決定（総合相談所→町→申請者）

総合相談所より、判定書が町へ届いた後、町で支給決定をします。

※（4）判定から（5）決定までの所要期間 約8週間～

※判定依頼を行わない補装具又は修理、児童に関しては町で支給決定をします。その場合、

（1）申請から（5）決定までの所要期間 約2週間～

<送付書類>

- 補装具決定通知書
- 補装具給付券
- 代理受領に係る補装具費支払委任状



(6) 契約（ご本人⇔業者）

ご本人は、補装具の購入及び修理について、業者と契約を行います。



(7) 補装具制作（業者）



(8) 適合判定（総合相談所）

ご本人及び業者とも総合相談所へ行き（巡回相談含む）、適合判定を受けます。



(9) 補装具の受領（業者→申請者（ご本人又は代理人））

- ご本人は、「決定通知書」及び「給付券」に記入された利用者負担額を業者に支払います（見積書が価格の上限額を超える場合の差額は利用者負担です。）。
- ご本人は、「給付券」及び「代理受領に係る補装具費支払委任状」に必要事項を記入押印のうえ業者へ提出します。



- ・業者はご本人から受取った「給付券」及び「代理受領に係る補装具費支払委任状」と「請求書」を本町へ送付し公費負担分の請求を行います。

総合相談所へ判定依頼を行わない補装具(町で支給決定)

| | |
|-----|----------|
| (1) | 車いす(既製品) |
| (2) | 歩行器 |
| (3) | 歩行補助杖 |
| (4) | 視覚障害者安全杖 |
| (5) | 義眼 |
| (6) | 眼鏡 |
| (7) | 児童の補装具全般 |



補装具費の対象とならない場合

- 治療やリハビリのために使用される装具等(例えば、訓練用仮義足、歩行訓練用短下肢装具、患部変形の矯正用装具等)は、医療保険による給付となることや日常生活用でないため対象とはなりません。
- 他の制度等により補装具が支給・修理、貸与及び賠償が受けられる場合は、他の制度等が優先されます(戦傷病者特別援護法・船員保険法(障害年金)・労働者災害補償保険法に基づく支給制度、介護保険法による貸与制度、自動車損害賠償保障法に基づく賠償)。
- 一定の所得以上の世帯に属する場合(本人または世帯員のうち、町民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合)は、支給対象外となります。
- 同種類の2個目の支給は対象になりません。ただし、屋内用と屋外用で使い分けが必要な場合や、職業または教育上で使い分けが必要と認められた場合は、2個とすることが可能です。なお、修理期間中の代替用については、支給の対象にはなりません。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

〒082-8651
 北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地
 健康福祉課 障がい福祉係
 TEL0155-62-9723
 FAX0155-62-0121

メールアドレス
h-fukushi@memuro.net
 メール専用QRコード→

